

令和元年12月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年12月 9日(月) 午後2時00分 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

4. 会議に出席した委員(21名)

1番	永利 春雄	2番	寺崎 廣喜
3番	田籠 富子 (欠席)	4番	山下 芳文 (欠席)
5番	山田 憲二	6番	永利 昇
7番	大中 久敏	8番	野田 敏之
9番	山田 武二	10番	佐藤 英昭
11番	白木 治	12番	廣田 一郎
13番	米倉 一雄	14番	中原 孝司
15番	藤井 豊志	16番	柳 文子
17番	天本 徹	18番	田籠 新
19番	白木 隆弘	20番	井手 浩
21番	久光 壽子	22番	草場 小夜子
23番	伊藤 武則		

5. 会議に出席した事務局職員(3名)

○会長 一言ごあいさつ申し上げます。

今年も師走に入り、本年最後の農業委員会総会となりました。

今年を振り返ってみますと、災害が多かった年ではなかったかなと思っております。豪雨災害、台風災害など日本全国が大変な被害を受けたところではあります。

当、小郡市においては、幸いにも、人的な被害は有りませんでした。7月、8月の豪雨被害は農業に多大な被害を与えたところではあります。

早期の復旧を願うばかりです。

そのような、大変忙しい中、本総会にご参集いただきましてありがとうございました。

本日は議案5件、報告事項3件でございますが、委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

また、来年が皆様にとって良い年になりますよう、ご祈念申し上げ、簡単ですがあいさつに代えさせていただきます。

○会長 議事進行の前に、事務局の方より連絡事項が有ることですので、よろしく願いいたします。

○事務局長 総会の議案の審議に入ります前に、皆さまのお手元の資料の訂正をお願いいたします。

と言いますのも、本年5月に、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律が5月に成立し、農地法に関連しましても、関連条項等の変更が11月に施行されました。それに伴いまして、皆さまのお手元に配布しております議案の報告の第2号と第3号の番号が変更となりましたので、ご訂正をお願いいたします。

報告第2号については、農地法第4条第1項第8号ということになります。訂正をお願いいたします。

もう一つ、報告第3号では、農地法第5条第1項第7号ということになりますので、よろしく願いいたします。

議案の中身の方で、また同じように出てくるとお思いますので、よろしく願いいたします。簡単ですが、説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 早速ですが、議事に入ります。

ただいまの出席委員は、21名で委員定足数に達しております。

なお、山下 芳文 委員、田箆 富子 委員より欠席届が出ています。

よって、令和元年12月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。

先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、14番 中原 孝司 委員、15番 藤井 豊志 委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審議]

○議長 これより日程第2、議案の審議を行います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、5件を議題といたしますが、番号3の案件は、5番委員に関係する案件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することは出来ないとされておりますので、5番委員につきましては、退席していただきますようお願いいたします。

(5番委員 退席)

○議長 それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は、3条有償移転による売買となります。下西鯉坂地内の田1筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

続きまして、番号2は、3条有償移転による売買となります。福童

地内の田4筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

議案書の2ページをご覧ください。

番号3は、3条有償移転による売買となります。二タ地内の田1筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

続きまして、番号4は、3条の無償移転で、贈与となっております。下岩田地内の田1筆です。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

こちらは、兄弟間の贈与となります。

(位置図で場所の説明)

続きまして、番号5は、3条の無償移転で、贈与となっております。干潟地内の田1筆、畑6筆、合計7筆です。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

こちらは、親子間の贈与となります。

(位置図で場所の説明)

なお、譲受人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われます。

先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第2分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては許可相当

とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく
お願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。
何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第1号について、許可することに賛成の委員
は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 それでは、5番委員の入室を許可します。

(5番委員 入室)

○議長 次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対
する意見について、2件を議題といたします。事務局から提案理由の説明
をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見
について、2件を議題とします。

始めに、番号1は、寺福童地内の田1筆です。露天資材置場として使
用するために、転用申請が出ているものです。

(位置図で場所、計画概要の説明)

当該申請地は、概ね10ヘクタール未満の一団の農地の区域内にある
第2種農地に区分されるところです。

申請地の東側は既に露天資材置場として、動いている施設があります。
今回は、既存施設の拡張として申請が上がっております。

既存施設の東側から出入り口を設けて、申請地の方へ進入してくると
いう計画となっております。立地基準及び一般基準ともに問題ないもの
と思われれます。

続きまして、番号2は、三沢地内の田1筆です。農家住宅を建築する

ために、転用申請があったものです。

(位置図で場所、計画概要の説明)

当該申請地は、西鉄大保駅から1キロメートル以内の円を描いたものが水色で示したところになります。1キロメートル圏内に、今回の申請地が存するところとなります。

鉄道の駅から1キロメートル圏内の中が宅地率40パーセント以上になるところになります。

このような場合は、第2種農地に分類されるようになっておりますので、こちらは第2種農地となります。

よって、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

なお、番号1から番号2まで、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から、事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第3分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○12番委員 すいません。4ページの番号2について、転用目的が農家住宅と書いてありますが。

○議長 事務局、農家住宅の説明をお願いします。

○事務局 農家住宅と転用目的がなっていることについて、補足説明をいた

します。

こちらについては、小郡市内、市街化区域、市街化調整区域が有りまして、今回の案件は市街化調整区域になっております。

基本的に、住宅の建設ができないところですが、都市計画法上、農家住宅であれば建築可能という所で申請されているところです。

○12番委員 申請者はうきは市の方ですよね。こちらに住まわれるということですか。

○事務局 申請者のことを説明させていただきます。議案書の方に有りますように、現在の住所はうきは市になっております。うきは市のご自宅の方が買収で住めなくなるということで、申請者の父親が小郡市に農地を持たれてあり、父親を含めて、こちらの方に世帯ごと引越されるということで、新しい家プラス、先ほどの説明で漏れておりましたが、今回の申請地には家と農業用倉庫を設ける計画になっておりますので、拠点を小郡市の方に移すということになります。

○12番委員 農業をされるのですか。

○事務局 農業をされることになります。

○議長 質問者、よろしいですか。

○12番委員 はい。

○議長 他にありますか。無いようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、1件を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の5ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1をご覧ください。

8月の総会において審査、ご承認をいただき、8月に県より許可された露天資材置場になります。

許可後、防犯対策として、当初計画になかった鋼板フェンスを設置するため、今回、譲受人より事業計画の変更申請がありましたので、ご意見をお願いするものです。

(位置図で場所の説明)

当該申請地は、下岩田地内の2筆で登記地目は畑、現況は露天資材置場となっております。

今回、追加となっているのは、高さ2メートル安全鋼板ということになります。当初は無い状態で許可を受けていたところですが、防犯対策が必要ということで、高さ2メートルの安全鋼板を、足場関係の資材を置くところの周囲を囲むように配置をするという変更申請が出ているところです。

なお、申請地は、農用地区域内の農用地、「青地」と呼ばれる農地で、原則、不許可ですが、備考欄にありますように、許可日から3年間以内の一時転用ですので、例外規定に該当します。

よって立地基準及び一般基準ともに問題ないものとして、ご審議していただいております。

なお、先月開催しました地区会議においても、了承いただいております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、伊藤 第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、第3分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。
何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転3件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の6ページをお願いします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は、農地の所在地は、下岩田地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買い入れするものです。

(位置図により場所の説明)

続きまして、番号2は、農地の所在地は、下岩田地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(位置図により場所の説明)

続きまして、番号3は、農地の所在地は、下西鯨坂地内の田1筆、畑1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

農業廃止のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(位置図により場所の説明)

なお、譲受予定者は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転3件につきまして、第1分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案通り承認いたします。

○議長 続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借1件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の7ページをお願いします。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、利用権貸借について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は、農地の所在は、下岩田地内の田1筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、設定期間の説明)

本来、利用権設定につきましては、3月受付の6月開始、それから9

月受付の11月開始ということで受付をしておりますが、先ほどの議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転の方でも説明しております農用地となっております。

今回の取得に対しまして、利用権を設定する者が利用権の設定を受ける者の農事組合法人の構成員として、取得するに当たり農事組合法人の場合には所有権の移転に関してその日付けと同日付で利用権を設定する必要があるため、今回、12月の総会で利用権設定を行っております。

なお、利用権の設定を受ける者は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借1件につきまして、第1分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号は原案通り承認いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第3 報告]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項にはいります。報告事項3件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の8ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出、3件につきまして報告いたします。

番号1、番号2及び番号3は、いずれも売買のための合意解約です。

なお、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の10ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域の転用届出について、1件の報告をいたします。

番号1は、福童地内の畑3筆です。

転用の目的は露天資材置場として、届出が提出されたものです。

なお、詳細については記載の通りであり、説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の11ページをご覧ください。

報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の転用届出について、1件の報告をいたします。

番号1は、大崎地内の畑1筆で建売住宅のため、届出が提出されたものです。

なお、詳細については記載の通りであり、説明を割愛させていただきます。

以上でございます。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項3件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。以上で本総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

○議長 ここで、お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、

訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、令和元年12月 小郡市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

令和元年12月9日(月) 午後 2時43分閉会